

戸籍謄抄本等交付申請書（郵送請求用）

全部事項証明（戸籍謄本）記載されている全員の写し	450円	通
個人事項証明（戸籍抄本）必要な方の写し	450円	通
除籍・改製原戸籍（謄本・抄本）	750円	通
戸籍附票（全部・一部） <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人 ※上記口欄の記載が必要な方は必ず口欄にチェックをつけ、目的・提出先もご記入下さい。記載がない場合、口欄は原則省略となります。	400円	通
身分証明書	400円	通
その他（ ）	円	通

①本籍

徳島県三好郡東みよし町

②筆頭者の氏名（亡くなられても、戸籍の筆頭者は変わりません）

氏名 _____ 年 月 日生

③抄本の場合、必要な方の氏名

氏名 _____ 年 月 日生

④必要とする理由等（附票を請求される場合は、必要な住所を記入してください）

- （氏名 _____）の死亡により相続・年金手続等に必要なため、
出生から死亡までの戸籍 婚姻から死亡までの戸籍 死亡の記載のある戸籍
パスポート申請 戸籍届出（婚姻・転籍等）に使用するため

その他（詳細事項等）： 提出先 _____ 目的 _____

（ _____ ）から現在の住所までの履歴がわかるもの（附票）

⑤申請者（返送先）

住所 ※申請者の住所以外には返送できません	〒（ _____ ）		
氏名	生年月日 _____ 年 月 日 (印)		
必要な方との続柄	_____	電話番号	(日中連絡の取れる番号・携帯可)

⑥同封するもの

- 手数料分の定額小為替（郵便局） _____ 円
- 本人確認できる書類（運転免許証など公的機関の発行した証明書の写し）
返送先の住所と同じ記載のある公的機関発行の証明書が必要
- 返信用封筒（⑤に記入した返信先住所を記入し切手を貼ってください）

【注意】

- 本人以外の戸籍を請求される方で必要な方との続柄が当町の戸籍で確認できない場合は続柄が証明できる書類（戸籍等）の写しが必要です。
- 筆頭者は、既婚者の場合は本人または配偶者、未婚者の場合は父または母となります。
- 令和4年1月11日より戸籍附票の記載事項に「生年月日」と「性別」が追加されました。これに伴い、特別な請求がない限り「本籍・筆頭者」の記載が原則省略となります。記載をご希望の方は必ず必要事項欄にチェックをし、使用目的・提出先を記入し請求して下さい。
- 複数の住所の履歴がわかる附票や出生から死亡までの戸籍が必要な場合、何通かに分かれる場合があります。定額小為替及び返信用の切手を多めに用意してください。（切手は貼らないでください）また、当町のみでは必要な戸籍等がそろわない場合があります。

必要とする理由について

戸籍に記載されている本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属以外の方が請求される場合は、その他欄に必要とする理由を詳しく記入してください。

(※ 理由の書き方などわからない点がございましたら下記連絡先までお問合せください。)

- 自己の権利行使又は義務の履行のために必要な方
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
戸籍謄本等を提出する国又は地方公共団体の機関及びその機関へ提出を必要とする理由

謄本…戸籍に記載されている**全員の写し**

抄本…戸籍に記載されている**必要な方だけの写し**

除籍…死亡・転籍・婚姻等により戸籍から除かれたもの

(注) 除籍謄本とは戸籍に記載された**全員が転籍・死亡・婚姻等で除籍になる**ことを言い、一人でもその戸籍に存在する場合は、**改製原戸籍謄本・全部事項証明書**となります。

改製原戸籍…法律等の改正により新戸籍が編製される前の戸籍（複数存在します）

全部事項証明書…電算化された横書の**戸籍謄本**

東みよし町では
平成19年9月15日以降の戸籍

個人事項証明書…電算化された横書の**戸籍抄本**

連絡・問合せ先

東みよし町役場 住民課

〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地

0883-82-6360（三加茂庁舎）